

新旧対照表

○北海道小規模企業振興条例

新	旧
<p>道内の企業数の約9割を占める小規模企業は、地域の経済及び雇用を支える重要な担い手であり、地域経済の健全な発展と地域社会の安定に必要な不可欠な存在である。</p> <p>しかしながら、本道においては、全国を上回るスピードで少子高齢化及び人口の減少が進行していることにより、生産活動及び消費活動の両面での深刻な影響が懸念されるとともに、これまで想定することができなかった大規模自然災害の発生や感染症のまん延といった事象も生じている。さらに、小規模企業においては、需要の減退による競争の激化や後継者の不在などの課題もあり、その取り巻く環境は極めて厳しい状況にある。</p> <p>こうした状況の下では、小規模企業者のみならず、国、道、市町村、小規模企業関係団体などの全ての関係者が危機感を共有し、<u>デジタル化の進展や脱炭素社会の実現への取組の広がりなど</u>経済社会情勢の変化に的確に対応しながら、一体となって地域の小規模企業の持続的な発展を図っていくことが先人たちから継承してきた私たちのふるさとを将来に引き継いでいく上で極めて重要である。</p> <p>このような考え方に立って、小規模企業の振興を通じ、地域経済の活性化及び安心して暮らし続けることができる地域社会の実現に寄与するため、道民の総意としてこの条例を制定する。</p> <p>(金融機関の役割)</p> <p>第7条 金融機関は、基本理念にのっとり、小規模企業への円滑な資金の供給及び小規模企業の経営の支援を継続的に行うとともに、小規模企業に対する支援及び協力を通じ、地域経済の活性化に努めるものとする。</p> <p>(経営体質の強化)</p> <p>第12条 <u>道は、小規模企業の経営体質の強化を図るため、次に掲げる措置その他の必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>(1) <u>小規模企業関係団体による経営指導の促進</u></p> <p>(2) <u>小規模企業の事業活動に有用な知識、技能等に係る研修の充実</u></p> <p>(3) <u>新商品及び新役務の開発、販路の拡大、生産性の向上並びに自然災害等に係る危機管理のための支援</u></p> <p>(4) <u>小規模企業の事業活動を担う人材の育成</u></p> <p>(5) <u>道外からの人材の誘致</u></p> <p>(創業等の促進)</p> <p>第14条 道は、小規模企業に係る創業等の促進を図るため、創業等の準備の段階からその創業等に係る事業の健全な発展の段階までの各段階に</p>	<p>道内の企業数の約9割を占める小規模企業は、地域の経済及び雇用を支える重要な担い手であり、地域経済の健全な発展と地域社会の安定に必要な不可欠な存在である。</p> <p>しかしながら、本道においては、全国を上回るスピードで少子高齢化が進行していることにより、生産活動及び消費活動の両面での深刻な影響が懸念され、さらに、小規模企業においては、<u>需要の減退による競争の激化や後継者の不在などにより、その取り巻く環境は極めて厳しい状況にある。</u></p> <p>こうした状況の下では、小規模企業者のみならず、国、道、市町村、小規模企業関係団体などの全ての関係者が危機感を共有し、経済社会情勢の変化に的確に対応しながら、一体となって地域の小規模企業の持続的な発展を図っていくことが先人たちから継承してきた私たちのふるさとを将来に引き継いでいく上で極めて重要である。</p> <p>このような考え方に立って、小規模企業の振興を通じ、地域経済の活性化及び安心して暮らし続けることができる地域社会の実現に寄与するため、道民の総意としてこの条例を制定する。</p> <p>(金融機関の役割)</p> <p>第7条 金融機関は、基本理念にのっとり、小規模企業への円滑な資金の供給及び小規模企業の経営の支援を行うとともに、小規模企業に対する支援及び協力を通じ、地域経済の活性化に努めるものとする。</p> <p>(経営体質の強化)</p> <p>第12条 <u>道は、小規模企業の経営体質の強化を図るため、小規模企業関係団体による経営指導の促進、小規模企業の事業活動に有用な知識、技能等に係る研修の充実、小規模企業の事業活動を担う人材の育成、道外からの人材の誘致その他の必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>(創業等の促進)</p> <p>第14条 道は、小規模企業に係る創業等の促進を図るため、創業等の準備の段階からその創業等に係る事業の健全な発展の段階までの各段階に</p>

新	旧
応じた <u>必要な知識を習得させるための機会</u> の充実及び情報の提供、相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。	応じた <u>研修の充実及び情報の提供、起業家等による創業等のための相談体制の整備</u> その他の必要な措置を講ずるものとする。